

陳 情 文 書 表

7 陳情第 / 号

市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みに関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7年 / 月2 / 日
(西暦2025年)








| | | |
|-------|-------|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 東京都八王子市館町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 伊藤 豪 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 発 言 者 | 住 所 | 東京都八王子市館町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 伊藤 豪 |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

(宛先) 小金井市議会議長

主 査


| | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|------|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | | 令 和 7 年 / 月 2 / 日 | | | | p:44 |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 | |
|  |  |  |  |  |  |  | |

市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」
「犯罪」等を減らす取り組みに関する陳情書

令和7年1月21日

小金井市議会議員 様

宮下 誠

陳情者

住所：東京都八王子市館町 [REDACTED]

氏名：伊藤豪 [REDACTED]

電話番号： [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

Mail： [REDACTED]

「地域の治安を良くすること」

これは、自治体の重要な「使命」の一つです。

なぜなら、「犯罪」「いじめ」「児童虐待」「自殺」「死亡事故」等が多発する社会、
また、「失業者」や「ホームレス」等が救済されない社会であったら、
人間が「幸せ」を感じるのは難しいからです。

私は、このような考えから、
「市民と共に『いじめ』『自殺』『児童虐待』『犯罪』等を減らす取り組み」について、
陳情したいと思います。

陳情要旨

私の提案は、次の2つです。

1：自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

以下、それぞれについて説明いたします。

1：自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

現在、日本政府は、治安に関する様々な統計データをネット上に公開していますが、私は、それらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと（人口増減は除く）が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えています。

1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、自治体（市区町村）が、これらを数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有することです。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」です。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、しっかり伝えること」です。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要です。

※これらの項目を数値化する理由については、後ほど補足で説明します。

※資料の後半に、東京都のこれらの項目を数値化した図表を参考として添付しています。

この取り組みのメリット

この施策には、主なメリットが5つあります。

メリット1：市民の「社会意識」が高まる

「地域（市区町村）の治安の状態」を数値化し、図表をつくり、常に、自治体のホームページや機関誌等に掲載しておけば、その地域に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、いつでも数値で確認することができます。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できます。

市民の「社会意識」が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用します。

メリット2：子供に、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取り組みを、地域の小・中・高校の道徳教育に取り入れれば、地域の子供に、子供の頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができます。

このような教育を、子供の頃から継続して行なえば、子供の「社会意識」は、自然と高まると考えられます。

メリット3：自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができます。

メリット4：自治体で働く人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取り組みを全国の全ての自治体（市区町村）で行なえば、日本の全ての自治体を数値で評価できるようになるので、自治体で働く全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができます。

メリット5：コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がありません。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということです。

この取り組みのデメリット

デメリットというほどのことではありませんが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になります。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開していますが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公開されていません。

ただ、集計は、市区町村ごとに行なわれているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思います（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公開されています）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公開していないとのことでした。ただし、把握はしているとのことでした。

自治体によっては、一部の数値は公開しづらいのかもしれませんが、私は、むしろ積極的に公開するべきだと考えています。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからです。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れないのです。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するそれらの数値を公開し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのです。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一歩を踏み出してほしいと思います。

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

二つ目の提案は、一つ目の提案で説明した「17の項目」のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、

「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうというものです。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取り組み」等を、「市民と共有すること」です。

また、「市民に対して、定期的に進捗状況を伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要です。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要です。

この施策のメリットは、これをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることです。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなりますし、地域がまとめやすくなります。

この取り組みのデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることです。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になります。

実施例

これは、あくまで一例ですが、自治体（市区町村）が、以下のことを行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられます。

- ・対象地域（市区町村）の治安の状態（17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCAサイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、活動の進捗状況等を、自治体のホームページや機関誌等で、定期的に公表する。
- ・地域の小・中・高校の道徳教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思いますが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれません。

数値を減らすためには、「具体的な取り組み」が必要ですが、私は、家庭における道徳教育と学校における道徳教育を充実させることが、根本的に重要だと考えています。

ですが、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要があります。

数値化する17の項目

1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

上記の17の項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、深く関わっていると考えられるからです。

また、これらは、政府がネット上に公開しているので、新たに集計する必要がないからです。

また、項目が多すぎると分かりづらくなりますし、対策がしづらくなるので、17個に絞りました。

これらの項目は、政府が公開している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えています。

離婚件数については、分かりづらいかもしれませんが、令和5年に起きた自殺の2割以上が、家庭問題が原因であることから、離婚（家族の不和）は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられます。

また、子供がいる夫婦が離婚をすると、夫婦の不和が、子供に、少なからず影響を与えてしまうので、子供の幸せに影響がでます。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子供の幸せに関係していると言えます。

このような理由から、これらの数値を把握し、できる限り減らす取り組みをすることは、とても重要であると考えています。 ※離婚そのものを否定しているわけではありません。

人口減少は、地方の自治体においては、非常に重要な課題です。

そのため、人口増減数を、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子供に教え、子供の頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考えます。

犯罪の認知件数は、人間の幸せに直結している重要な問題です。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えますが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってきます。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれません。

「不同意性交等（強制性交等）」と「不同意わいせつ（強制わいせつ）」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思います。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれません。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思います。

陳情理由

現在の日本の治安は、いい状態とは言えません。

政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件です。これは、一日に約2,007件認知されたということです。

同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということです。

2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということです。

2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件でした。一日平均、約2.5人が殺されたということです。

「強盗」は1,361件起きました。一日約3.7人の方が被害にあったということです。

「不同意性交等（強制性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっています。

多くの人は、このような状況に慣れてしまったせいか、無関心でいますが、私は、これは異常な状態だと思っています。

特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にあります。

多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取り組みをされていると思いますが、目立った成果は出ていないようです。

それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加しています。

私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えましたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っております。

多くの人が苦しんでいる今の状況は、普通ではありません。放置してはいけないと思います。

治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されていますが、改善する兆しが見えません。

恐らく、今行なっている取り組みを続けているだけでは、改善できないと思います。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取り組みです。

この取り組みを継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずです。

自治体によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれませんが、一つ目の提案だけでも、是非、行なっていただきたいと思っております。

陳 情 文 書 表

1 陳情第 2 号

「優先整備路線の検証報告」について 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 1 月 2 7 日
(西暦2025年)

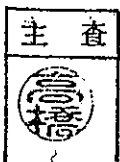
| | | |
|-------|-------|---|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市 東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 川島 昭彦 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-----|-------|---|
| 発言者 | 住 所 | 小金井市 東町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 川島 昭彦 |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] [REDACTED] |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|-------------|------------|------------------|------------|-------------|------------|------------|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 / 月 27 日 | | | | 14-00 |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |



2025年1月27日

小金井市議会議長 殿

宮下 誠

氏名 川島 昭彦

~~小金井3-4-11号線関係住民の会代表~~

住所 小金井市東

連絡先

「優先整備路線の検証報告」について陳情書

1. 陳情要旨

- (1) 小金井市がすすめている「優先整備路線の検証について報告書(案)」はあまりにも問題点が多すぎるので「報告書」として採用すべきでないとする
- (2) 小金井市長が早急に、東京都に対し、優先整備2路線の見直しを求める要望書を提出するように要請すること

2. 陳情理由

(1) 私たちは都市計画道路・小金井3・4・11号線の事業化の見直しを求めて、2017年以降活動している住民団体です。第4次優先整備路線は~~2016~~²⁰²⁶年3月で10年の期限を向かえます。

優先整備路線3・4・11号線の選定理由は「自動車交通の円滑化」で東京都施行の都市計画道路ですが、小金井市として独自検証することが昨年8月に決定。その検証結果の報告書(案)を公表しましたが、私たちはこの報告書(案)を看過できないと考えています。

1次検証では、市の課長職17名(小金井市在住か不明で、道路計画に携わっていない企画政策課、地域安全課、学務課、生涯学習課等々) + アンケート応募の一般市民52名 + 自治会長7名参加。

設問内容が曖昧で理解困難な内容で、アンケートの趣旨と相違がある、項目の内容がわかりづらい、道路の必要性だけで答えられない等々、多くの質問がでて回答棄権、白紙提出者が多く、また理解不十分、理解できないまま部分的に回答した市民・自治会長含め59人参加中26名で殆ど正しく回答されてなく、市職員課長職の回答で検証された結果であり市民の意見ではありません。

さらに街路ごとにアンケートを取っていないにもかかわらず27街路にランク付けされて、3・4・11号線は1位にランクされている。これには市当局の恣意的な意図を感じざるを得ません。客観性、透明性、公平性を確保すると言いつつ誤解を与えるものです。

2次検証では2路線に関し必要性(整備による効果の視点)の評価を「交通機能」「防災機能」「空間機能」に区分し必要性の評価「○:効果が認められる」「✖:効果が認められない」「△:どちらともいえない」などで表現しています。

評価の記述では道路行政で本来小金井市が果たすべき課題を解決できない理由ばかり述べており、東京都の道路計画に転嫁しております。・周辺道路の交通渋滞の解消では国交省の5年ごとの交通量調査を分析すれば交通量の減少傾向が読み取れ、常時渋滞は発生していない。さらに道路が出来るまで20年~30年先の話で、そのころは交通量は大幅に減少している事が予想されます。また・交通結節点へのアクセス性の向上については、東小金井~府中スマートICへの混雑時間短縮25分が16分に9分短縮することが記述されていますが、9分の短縮することで多額な費用と貴重な自然環境を壊して良いのでしょうか(短縮効果を大きく見せるため36%削減と表現)、これらすべて「○」効果ありと評価しています。

一方合理性(整備による影響の視点)の評価を「環境・国分寺崖線」「環境・野川/公園」に区分し合理性の評価「○:影響は認められない」「✖:影響が認められる」「△:どちらともいえない」と表現しています。

・環境/国分寺崖線の緑化については崖線と野川を横断する道路構造は橋梁方式を検討しており、緑地を壊し自然環境破壊そのもので、橋梁下の空間が確保された場合崖線法面に緑地帯を増やすことが可能である、道路構造による影響なしと評価し「○」、全く本末転倒の考えである。・また野川/生物では橋梁案で日照の変化により生息に影響を及ぼす可能性は否定できないと評価しているにも拘わらず評価は「△」どちらともいえない等、良識ある小金井市職員のコメントとは考えずらい、また市民から貴重なアンケートを頂きながら全く記述には反映されていなく、道路を推進するコンサル会社の一方的な評価で客観性、透明性、公平性に欠ける記述内容である。

上記のような結果を記載した「報告書(案)」は、小金井市の「優先整備路線についての報告書」として適さないと考えます。

(2) 上記報告のとおり、この報告書(案)は、とても検証に値するものではないと考えます。

市長が公約、施政方針の通り「優先整備路線の事業化中止を東京都に要請する」というこれまでどおりの姿勢を貫かれ、一刻も早く、東京都に申し入れることを、市議会として要請することを求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 3 号

「優先整備路線の検証報告」について陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7年 1月 27日
(西暦2025年)

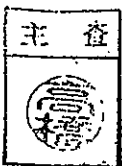
| | | |
|-----------------------|-------|--|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 小金井市東町■■■■ |
| | 氏 名 | 阿部 達■■■■印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> |
| | 連 絡 先 | (■■■■) ■■■■ - ■■■■ |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|--------------------|
| 発 言 者 | 住 所 | 小金井市東町■■■■ |
| | 氏 名 | 阿部 達 |
| | 連 絡 先 | (■■■■) ■■■■ - ■■■■ |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|-------------|-----|------------------------|-----|-------------|-----|-----|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 27 日 14:00 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |



2025年1月27日

小金井市議会議長 殿
宮下 誠

氏名 阿部 達

住所 小金井市東町

連絡先

「優先整備路線の検証報告」について陳情書

1. 陳情要旨

- (1) 小金井市がすすめている「優先整備路線の検証について（報告）案」を小金井市として採用すべきでないことを確認すること
- (2) 小金井市長が早急に、東京都に対し、優先整備2路線の見直しを求める要望書を提出するように要請すること

2. 陳情理由

(1) 昨年12月24日に公表された「優先整備路線の検証について（報告）」記載の「報告書案」及び「資料編（案）」は、「東京都に対し、事業化の中止を求める要望書を提出するなど」を要望するために2路線の必要性和合理性の検証することを目的とすると書かれています。

ところが、この報告書案は、中止を要望するための検証になっていないと言わざるを得ません。

3・4・1号線も、3・4・11号線もこの計画道路ができた場合の問題点を明らかにして、設問すべきなのに、道路ができた場合の利点を軸に設問する構成になっています。

これまで、私が所属する都市計画道路を考える小金井市民の会をはじめ、多くの市民団体、住民や市議会で2路線の問題点が指摘されてきましたが、これが反映されていません。

東京都が第四次事業化計画で優先整備路線に決定した理由は、3・4・11号線が「交通：自動車交通の円滑化」で、3・4・1号線は「安全：地域の安全性の向上」となっています。

東京都がおこなったオープンハウスでは、小金井周辺の南北方向の道路の交通量は今後も増大することを前提にしていますが、国交省の交通センサスでは、南北方向の交通量はすでに減少に転じていることを明らかにしています。例えば新小金井街道の貫井北町では、平成27年が16,750台に対し、令和3年では13,350台に減少、三鷹通では平成22年12,507台が令和3年では7,419台になっています。これでは、東京都が基準としている1日、12,000台の交通量は見込めないことは明白です。

また、東京都は府中スマートインターチェンジまで行くのに、小金井街道を回るのに比べて、9分短縮するとオープンハウスでは図解入りで説明されましたが、このインターチェンジへの近道がどれだけの車にとって必要性があるのでしょうか。

また、東京都は、計画道路の必要性として、交通量のほかに避難場所へのアクセス向上、延焼遮断帯の形成を上げていますが、この地域の避難場所は「一時避難場所」として近隣の小学校・中学校と友愛会館が指定されており、この場所に住民が避難することになっています。東京都は武蔵野公園を「一時的に非難する場所」として説明していますが、これは間違いだとは気づいていないのでしょうか。

また、「延焼遮断帯」として位置付けられるとしていますが、18メートルの幅員では火災の延焼を防げないのは、各地の大火が教えています。東京都の防災都市づくり基本計画の「第3章防災都市づくりの整備方針」では、道路だけでなく、沿道の建築物の耐震化が必要として、隙間なくビルが建てられている事例をイラストで示しています。当然ですが、沿道の建物と建物の間に空間があれば、火災が起きた時に類焼は防げません。

こうした問題点を明らかにしないで、市民、関係住民、関係団体、町会長などに意見を求めるのは不誠実と言わなければなりません。

ですから、「検証」の結果が、不正確になるのは目に見えているはずです。

こうしたアンケートや設問になったのは、外部の団体に依存したからなのではと思わざるを得ません。「報告(案)」に何度も登場する「都市計画コンサルタント協会」に頼りすぎた結果なのでしょうか。この協会の実態も明らかにしてほしいと思います。この協会の概要をホームページで見ると、国交省と連携しながら都市計画を進めている団体であって、手掛ける都市計画の問題点を明らかにする立場には立っていません。なぜ、このような団体に協力を依頼したのか、疑問を持ちます。

上記のことから、1次検証、2次検証における必要性や合理性の項目は、きわめて恣意的なものになっています。

たとえば、「交通機能」では、「骨格幹線道路の形成」「都市間ネットワークの形成」「円滑な物流の確保」「交通処理機の確保」という項目のみで、「計画道路と周辺道路との接続地点での交通事故の危険」「小中学生の登下校時の計画道路横断の安全」「橋梁道路から下降時の騒音・速度オーバーの危険」が項目から抜けています。「都市間ネットワーク」にしても、市民の足のネットワークでなく、大型トラックによる物流運送のためのネットワークであることは明白ではないのかと考えます。

二枚橋の坂に続く生活道路への車の進入については「通過車両の減少が期待できる」と書かれているが、仮に計画道路ができたとしても、それは20年、30年先の話で、そのころは交通量は大幅に減少している時代である。問題は、今現在のことなのに、はるか将来のことをすぐにでも解決できるような見解を示すのは、いかがなものでしょうか。

「防災機能」で「消防活動困難地域解消」のため「道路幅員」をあげているが、能登震災での反省点を全く見ていないと言わざるを得ません。大規模災害では、大型道路が通行不能になると住民の通行が一切できなくなる、消防車も入れないという問題に消防庁も気づき、消防車の小型化を推進すると発表したばかりです。

「2次検証の結果案」では、項目ごとに「評価及び対応策」を記載し、「結果」を「○」「△」「×」などを記しているが、「評価」の文言とは矛盾する「○」「△」をつけている。「△」は「どちらともいえない」とのことで、「×」は1件のみとなっている。

議員のみなさんは、ぜひこの「検証報告」の結果のみでなく、全文を読んでいただきたい。

最後に、もう一つ、1次検証では、都市計画道路の役割と機能の観点から必要性を検証するとし、路線ごとに点数化した結果、3・4・11号線を順位1位に、3・4・1号線の東大通りから西に延びる路線を第3位としています。ところが、個別路線ごとに検討した資料が示されず、「委託業者の知見を活用し」とか、「関係課長職者へのアンケートにより」という不明瞭な検討にもとづくものであり、しかも、1次検証は「都市計画道路の役割及び機能から検証」したのであって、「地域的な観点から検証したものではありません。」「地域的な観点から検証」したのは、2次検証としています。そのため設問項目が、全国どここの計画道路にも当てはまるような設問になっているのでしょう。

1次検証は、「委託業者の知見を活用」してとあることから、こうした結果を導いたのかと思わざるを得ません。

小金井の実情を知らない、知ろうとしない業者に委託した「検証」は失敗です。

上記のような結果を記載した「報告」は、小金井市の「優先整備路線についての報告書」として適さないと考えます。

(2) 上記報告のとおり、この報告(案)は、とても、2路線の検証に値するものではないので、この如何に関わらず、市長が、「優先整備路線の事業化中止を東京都に要請する」というこれまでどおりの姿勢を貫かれ、一刻も早く、東京都に申し入れることを、市議会として要請することを求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 4 号

「小金井市立保育園の在り方検討委員会」の委員二名辞任の経緯を
 明らかにし、適切な対応を求めたい
陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






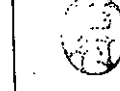

令和 7 年 1 月 27 日
 (西暦 2025)

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|--|--|---|----|---|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 小金井市前原町 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 公立保育園を 市民 協会の 共同代表 | | 印 | ほか | 人 |
| | 連絡先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-----|-------|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | |
| | 連絡先 | () - | | | | |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 27 日 | | | 16240 | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |

小金井市議会議長 宮下誠様

2025年1月27日

「小金井市立保育園の在り方検討委員会」の委員二名辞任の経緯を明らかにしたうえで適切な対応を求める陳情書

公立保育園を市民の財産にする会

共同代表 安藤能子

連絡先：小金井市前原町

2025年1月16日に開かれた「小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「在り検」と表記）」冒頭、事務局より連絡事項として民間保育園代表委員二名の辞任が告げられ、傍聴者の間に驚きと困惑が広がってしまいました。

さらに、昨年11月21日民間保育園園長会から市長と「在り検」正副委員長に、会議での全文読み上げを求め辞任も視野に入れた意見が提出されていたことを、会議当日の添付資料で知りました。

小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けた仕組み作りが急務の中、市長提案で「在り検」が設置されました。

戦後間もなく開設された法人設立の園をはじめ、民間保育園が市立保育園と共に小金井の保育を支えているのは誰でも知っていることです。諮問項目が市立保育園の役割と在り方の「在り検」ですが、民間保育園代表委員が加わり、市全体の保育を見据えた議論がされるものだと思い進捗状況を見守ってきました。そのような中で起きた委員の辞任に、市民は深く憂慮しています。

そこで、私たちは以下の4点を強く求めます。

- 1, 二名の委員が辞任に至った経緯を明らかにしてください。
- 2, 会議体の「在り検」として、この事態の捉え方と対処の仕方を明らかにしてください。
- 3, 「在り検」の設置主体である行政当局として、この事態の受け止めと対応を明らかにしてください。
- 4, 立場の違いを認め合いながら、大人同士が率直に意見をかわし、よりよい保育ができるように行政努力をしてください。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 5 号

~~小金井市の新庁舎及び~~（仮称）新福祉会館の建設に関する

陳情者の議員諸氏への質疑(昨年12月13日の特別委員会)の回答を求める 陳情書を1

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 7 年1月27日
(西暦 2025年)

| | | |
|-------|-------|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつり [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-----|-------|--|
| 発言者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつり |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 27 日 16:45 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |



令和7年(2025年)1月27日

小金井市議会議員 宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

~~小金井市~~の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する

陳情者の議員諸氏への質疑(昨年12月13日の特別委員会)の回答を求める陳情書

1

小金井市議会議員の皆様へ

まず初めに、私の陳情に対し、お忙しい中で耳を傾けていただいていることに深く感謝申し上げます。私は一市民として、小金井市の発展と市民の幸福度向上を心から願い、その実現のために議員の皆様とともに協力して行政に働きかけを行うこと、ができると信じております。

昨年12月13日に開催された特別委員会において、私は主に同年7月31日の住民投票条例に反対する意見を述べられた議員の皆様を対象に質疑を行いました。しかしながら、本年1月27日現在、その質疑に対するご回答はありません。村山委員長からは「回答するかどうかは各議員の判断に委ねる」とのご説明をいただいておりますが、現時点では以下の点についても明確なご連絡がない状況です。

●お伺いしたい事項

- ・各議員からの回答はあるのか、ないのか。ない場合はなぜなのか。
 - ・回答がある場合、それはいつまでにいただけるのか。
 - ・連絡方法は郵便なのか、それともメールなのか。
 - ・個別に回答があるのか、それとも村山委員長が取りまとめてご回答いただけるのか。
- これらの点について、ぜひご教示いただければ幸いです。

●信頼関係構築の重要性について

私は、議員の皆様と市民が相互に信頼関係を築き、協力して行政に働きかけることが、より良い市政の実現に繋がると確信しております。そのためには、議員の皆様がどのようなお考えをお持ちであるのかを市民が理解することが不可欠です。

反対意見があることは当然であり、私たち市民もそれを尊重し受け止める覚悟はあります。しかし、その反対意見の根拠や理由をお聞きし、市民としての疑問を解消することは、議員の皆様との信頼関係を築くために欠かせないと考えます。市民と議員が「なぜそう考えるのか？」という問いを互いに繰り返し深めることで、小金井市が進むべき真の方向性が見えてくると信じています。

昨年12月13日に伺った内容は、議員の皆様のお考えの反対意見の根幹に関わる重要なものでした。それに対するご回答をいただけることで、私たち市民は議員の皆様のお考えをより深く理解できると確信しております。信頼関係は相互理解から始まります。市民との信頼構築のためにも、ぜひご回答をお願い申し上げます。

●おわりに

私が提出した陳情書16通につきましては、特別委員会当日に病欠された議員がいらっしゃったため「継続審議」となった旨、議会事務局よりご連絡をいただいております。

今回の陳情の本旨は、議員の皆様が私の質疑に対してご回答いただけるかどうかを再度確認し、お願いするものであります。議員の皆様がご回答を考えていただく中で、改めてご自身の判断の根拠と妥当性を振り返り、新たな気づきや発見があるものと考えております。

昨年の反対意見が本当に正しかったのかどうか、今一度ご自身の判断を振り返る機会としていただければ幸いです。その振り返りが、議員の皆様にとっても、市民にとっても、より良い市政を築くための大切な一歩になると信じております。

どうか、ご回答を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 6 号

~~小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する~~

陳情者の議員諸氏への質疑(昨年12月13日の特別委員会)の回答を求める 陳情書 2

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 7 年 1 月 2 7 日
(西暦 2025 年)

| | | |
|-------|-------|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつ のり [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-----|-------|--|
| 発言者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつ のり |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 2 7 日 16:45 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |



令和7年(2025年)1月27日

小金井市議会議長 宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

~~小金井市~~の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する

陳情者の議員諸氏への質疑(昨年12月13日の特別委員会)の回答を求める陳情書

2

小金井市議会議員及び市長の皆様へ

「小金井市の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する陳情者の議員諸氏への質疑(昨年12月13日の特別委員会)の回答を求める陳情書1につきまして以下の各議員様に重ねて陳情者の質疑回答をいただけますようお願い申し上げます。

・村山ひでき議員様

第56号:「平等(現行案)と公平(見直し案)の認識を問うております。利用者は同じ人間です。誰彼へだてなく人を向かえる建築がこの街小金井市が目指す姿の庁舎ではないでしょうか」についてのお考えをお願いいたします。

・小林まさき議員様

第58号:「(現行案は)安全にご利用いただけるもの」と考える根拠をお示してください。
「(見直し案は)周辺敷地に雨水を流していくということは考えられません」と考える根拠をお示してください。

・安田けいこ議員様

第59号:「成立した土台が異なり、単純に比較することができない」のはなぜですか。及び2の質疑①②についてお考えを伺います。

・沖浦あつし議員様

第60号:1, 2, 3の各質疑についてご教示ください。

・五十嵐京子議員様

第 61 号：質疑 1 についてお考えをご教示ください。

・斎藤やすお議員様

第 62 号：1、2 の各質疑についてご教示ください。

・坂井えつ子議員様

第 63 号：1、2 の各質疑についてご教示ください。

・岸田正義議員 様

第 64 号：質疑 1，質疑 2，質疑 3 の各質疑についてご教示ください。

・水谷たかこ議員様

第 65 号：質疑 1，質疑 2，質疑 3 の各質疑についてご教示ください。

・清水がく 議員様

第 66 号：質疑 1、質疑 2 の各質疑についてご教示ください。

・遠藤百合子議員様

第 68 号：質疑 1、質疑 2 の各質疑についてご教示ください。

・渡辺ふき子議員様

第 69 号：質疑 1、質疑 2 の各質疑についてご教示ください。

一般市民と市議会議員と行政との信頼関係構築のためにもどうか、誠意あるご対応とご回答を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 7 号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する
見直し案の設計意図の伝達等の未説明部分の説明機会を求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）





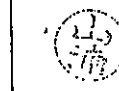

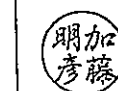
令和 7 年 1 月 27 日
(西暦 2025年)

| | | |
|-------|-------|---|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつのり [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。) |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 発 言 者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつのり |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 17 年 1 月 27 日 16:45 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |

令和7年(2025年)1月27日

小金井市議会議員 宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福社会館の建設に関する

見直し案の設計意図の伝達等の未説明部分の説明機会を求める陳情書

1 見直し案の意図伝達(未説明頁)

前回12月13日、時間不足のため、十分伝えきれなかった図面等資料により説明させていただきたくお願い申し上げます。

※『設計ではない』見直し案冊子の主にP01、P10以降について説明させてください。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 8 号

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する
住民投票条例について市長が行った反対の意見等に関する陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）








令和 7 年 1 月 27 日
（西暦 2025 年 ）

| | | |
|-----------------------|-------|--|
| 陳 情 代 表 者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつり [REDACTED] ほか 人 <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります。）</small> |
| | 連 絡 先 | （ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 発 言 者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつり |
| | 連 絡 先 | （ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED] |

（宛先） 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 27 日 | | | 6645 | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |



令和7年(2025年)1月27日

小金井市議会議長 宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

住民投票条例について市長が行った反対の意見等に関する陳情書

●陳情主旨

白井市長様

- 1 昨年12月13日、以下の点について市長に確認を求めましたが、十分な説明をいただけておりません。つきましては、改めてご説明をお願い申し上げます。

「市長の意見は『反対意見』とはなっておりません。『意見』第2に記載された『現行案』と『見直し案』を比較対象とした住民投票の内容について、陳情者と読み合わせを行い、なぜ反対意見とならないのかを確認してください。また、この文章に不備が多くあることを認め、請求代表者に対し『設計の知識や見識、経験がない中で、決めつけて反対意見としたことをお詫び申し上げます』とお伝えください。」

市長の回答は「不備はない」「謝罪の必要はない」との一点張りでした。しかし、当日私は陳述の中で、市長の「住民投票条例案に対する意見」について、具体的にどの部分が、なぜ反対意見とならないのかを丁寧に説明しました。この点について、改めて3876名の署名をいただいた市民を代表し、市長に具体的な説明と謝罪を求めます。

市民の声に誠実に向き合い、ご回答いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- 2 昨年12月13日、市長に以下の確認を求めましたが、「設計でない見直し案と現行案との公開討論会を行わない」との回答をいただきました。しかし、私たちが求めているのは、以下の内容に基づく公開討論会の開催です。現行案についての品質等についての討論会ですので、前向きかつ迅速なご対応をお願い申し上げます。

「来年1月に、以下のテーマで市長との公開討論会を開催いただきたく、ご承諾をお願い申し上げます。

テーマ：設計は政策そのもの

「現行案の敷地内安全性・構造種別・工期・建設費・ライフサイクルコスト」

市民にとって重要な課題について、率直な議論を行う場を設けていただけるよう、重ねてお願い申し上げます。

- 3 1月13日のタウンミーティング後、昨年来お願いを続けております新庁舎等計画について、市長、副市長、教育長との面会の機会を求めた際、「考えさせてほしい」とのお言葉をいただきました。その後、16日に入札公告が行われましたが、面会の実現については、ぜひ前向きにご検討いただきますようお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 9 号

~~小金井市~~の新庁舎及び（仮称）新福祉社会館の建設に関する

工事入札公告の実施時期・期限及びVE提案及びその範囲の緩和に関する陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）




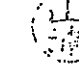

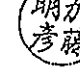

令和 7 年1月27日
（西暦 2025年 ）

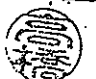
| | | |
|-------|-------|---|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつり [REDACTED] ほか 人 <small>（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名） （本人署名以外は、押印が必要となります）</small> |
| | 連 絡 先 | （ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED] |

発言を申し出ます。

| | | |
|-------------|-------|--|
| 発 言 者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] |
| | 氏 名 | 住田 たつり |
| | 連 絡 先 | （ [REDACTED] ） [REDACTED] - [REDACTED] |

（宛先）・小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | 保 存 年 限 5 年 | | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 27 日 16:45 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |

主 査


令和7年(2024年)1月27日

小金井市議会議長 宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

~~小金井市~~の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する

工事入札公告の実施時期・期限及びVE提案及びその範囲の緩和に関する陳情書

白井市長様

1月16日、本市ホームページに庁舎等建設の工事入札公告が掲載された件について、以下の通り陳情申し上げます。今回の公告（小金井市告示第4号 制限付き一般競争入札[電子入札]）に基づき、意見と要望をお伝えいたします。

1. 入札時期と今後の予定について

現行案の設計の長所、建物規模（延床面積）、工事金額の妥当性、発災時の敷地・建物利用想定について、市民への十分な説明が行われていません。また、市民の過半数等の同意の有無を確認する機会を設けないまま進められている現状に対し、強く意見を申し上げます。

つきましては、以下の対応を求めます。

2. VE提案の期限と範囲について

(1) VE提案書提出期限の延長

提案書提出期限の延長を求めます。

(2) VE提案の範囲の緩和

現在定められている「提案の範囲」では、応札者が持つ発想や技術を十分に活かすことが難しく、本市が掲げる「VEの目的」を達成できるとは考えられません。これは、2018年末の公募型設計プロポーザル実施直前に「4つの条件」が追加されたときと状況が酷似（このまま進めたらどういう結果になるか未検討のまま進めたこと）しています。さらに2023年夏のVE検討と同様の手法（実施することに意味があり金額縮減に重点を置いていない）であり、不合理な競争を強いるものです。そのため、範囲の緩和を強く求めます

(4) 「VEの目的」

- ア工事費等の縮減
- イ品質・性能の向上
- ウ工期の短縮

私（市民）は上記3つの目的が劇的かつ建築の本質的価値が向上する提案が応札企業からなされることを期待していると思う。市長は自らその道を閉ざすことのないよう、お願いいたします。

(5) 「VEの提案の範囲」

ア原則

イ変更を認めない提案

- ① 告示に示す工期
- ② 階層構成を変更するもの
- ③ 免振層の位置を設計図書等から変更するもの
- ④ 周辺地域及び竣工後の新庁舎・(仮称)新福祉会館に対して工事中の安全性が低下すると考えられ物や、工事中の騒音、振動などが増加すると考えられるもの
- ⑤ 環境負荷が増大すると考えられるもの
- ⑥ 設計図書等のコンセプトを損なうもの
- ⑦ その他設計図書等の仕様を逸脱するもの

- ・市長はこのVE提案で最低いかほどの金額を期待しているのかご教示ください。
- ・市長は何を恐れて②③を記載したのかお考えをご教示ください。

範囲は以上のように定められていますが、このまま適用されると、一昨年夏に行われたVE検討とさして変わらない結果が想定されます。

●市長のお考えをお聞かせください。

目的達成の手段は複数ありますが、設計実務者としては、発注者の負担を最小化し、利益を最大化する方法を検討する必要があります。しかし、本書に沿って進める場合、中途半端な検討にとどまる可能性があるかと推察しております。

●本市のシンボルとなる建築物のあり方を議論する最後の機会であることを踏まえ、②③の項目削除をご検討いただけますようお願い申し上げます。もし削除が難しい場合は、その理由と金額的根拠、建設期間の根拠、さらに関東大震災クラスの地震発生時に建物内の人々に及ぶ心的・物理的影響について、市民の支持とともにお示しいただけますようお願い申し上げます

陳 情 文 書 表

7 陳情第 10 号

~~小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する~~
 現状に至る本質的課題の根源の究明を求め、議会の役割と責任及び
 市長の果たすべき役割を共同で調査書の作成を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 7 年 1 月 27 日
 (西暦 2025 年)

| | | | | | | |
|-------|-------|---|--|--|--|--|
| 陳情代表者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 住田 たつり [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small> | | | | |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | |

発言を申し出ます。

| | | | | | | |
|-------------|-------|--|--|--|--|--|
| 発 言 者 | 住 所 | 小金井市梶野町 [REDACTED] | | | | |
| | 氏 名 | 住田 たつり | | | | |
| | 連 絡 先 | ([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED] | | | | |

(宛先) 小金井市議会議長

| | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|
| 第1ガイド 請願・陳情 | | 第2ガイド 陳情 | | | 保 存 年 限 5 年 | |
| 受 理 年 月 日 | | 令 和 7 年 1 月 27 日 16:45 | | | | |
| 受 付 | 担 当 | 主 任 | 係 長 | 次 長 | 局 長 | 議 長 |
|  |  |  |  |  |  |  |



令和7年(2025年)1月27日

小金井市議会議長 宮下誠様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

~~小金井市の新庁舎及び(仮称)新福祉会館の建設に関する~~

現状に至る本質的課題の根源の究明を求め、議会の役割と責任及び

市長の果たすべき役割を共同で調査書の作成を求める陳情書

村山ひでき様

渡邊ふき子様 または 宮下誠様

安田けいこ様

森戸よう子様

遠藤百合子様

坂井えつ子様

渡辺大三 様

白井 亨 様

新庁舎計画の基本設計説明会に立ち会ってから、5年と半月が経過しました。設計を職業とする立場から、本市の庁舎計画の議論を振り返ると、以下の点に課題があると考えます。これらの課題を解決し、今後の市政運営に役立てていただくため、全員一丸となって取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

●主な課題

- 1 プロジェクトリーダーの不在
- 2 「ひとごと体質」や「自分のお金ではない」という意識の問題
- 3 不都合な事実を公開しない行政の体質
- 4 「言いつばなし」の議会姿勢と謙虚さの欠如
- 5 建築の質や設計の本質を見通せる人材の不足

本日の特別委員会で喧々諤々の議論をおこない、市民が蚊帳の外に置かれない議会運営と市政の実現につながることを切に願っております。